

発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範

株式会社バイオマス群馬

平成 24 年 12 月 1 日

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づく平成 24 年 6 月 18 日経済産業省告示第 139 号（以下「告示」という。）において、再生可能エネルギー発電設備の区分ごとの調達価格等が定められ、木質バイオマスについても、告示の表第 12 号に掲げる「森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く。）」（以下「間伐材等由来の木質バイオマス」という。）を電気に変換する設備、同表第 13 号に掲げる「木質バイオマス」（以下「一般木質バイオマス」という。）を電気に変換する設備、同表第 14 号に掲げる「建設資材廃棄物」を電気に変換する設備について、それぞれの区分ごとに調達価格等が定められたところである。

この区分の下では、間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマスについて適切な識別・証明が行われなければ、調達価格が適正に適用されない事態も懸念される。また、木質バイオマスについては、間伐材等で未利用のものが大量に発生している一方で、既に相当部分が製材、合板、木質ボード、製紙用等に供されていることから、このような既存利用に影響を及ぼさないよう適切に配慮していく必要がある。

このようなことを踏まえ、当社は再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度に対する消費者の信頼を確保するとともに、発電の燃料としての間伐材等由来の木質バイオマスや一般木質バイオマスが、円滑に、かつ、秩序をもって供給されることに資するよう、発電燃料となる間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマスを原料とするチップの証明に取り組むに当たっての自主行動規範を制定し、ここに公表する。

（情報の公開）

当社は、本行動規範に基づく取組状況の概要を公表する。

（既存利用に配慮した木質バイオマスの発電利用の促進）

当社は、発電利用に供される木質バイオマスの利用にあたっては、既存利用に影響を及ぼさないよう適切に配慮しながらこれを推進することに努めるものとする。

(分別管理の実施)

- ・チップの入荷に当たっては、証明書、納品書等により間伐材等由来の木質バイオマスまたは一般木質バイオマスであるか否かを確認する。
- ・チップの出荷に当たっては間伐材等由来の木質バイオマスまたは一般木質バイオマスであることを確認の上、証明書、納品書等に記載する。

(書類管理)

- ・間伐材等由来の木質バイオマスまたは一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報が把握できるよう、管理簿を備え付け、適切に保管する。
- ・証明書及び管理簿等の関係書類は、5年間整理保管する

(立入検査)

- ・当社は発電利用に供する木質バイオマスの適正な取扱に対する信頼性を確保する為、第三者による立入検査を定期的を実施する。